

宮城県グリーン製品認定申請

《申請(更新)の手引き》

認定対象製品

グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等

- ・ 県内で製造され、加工された環境物品等（県内における製造又は加工の工程が完成前の最後の工程であるものに限る。）
- ・ 県内で発生した循環資源を利用して県外（国内に限る。）で製造され、又は加工された環境物品等

認定基準

- ・ 環境配慮基準
- ・ 性能基準
- ・ その他の基準

認定基準等の詳細はこちら↓

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/ninteiseido.html>

申請期間

毎年度 前期（10月認定分） 4月1日から 6月30日まで

後期（4月認定分）10月1日から12月28日まで

※日曜日、土曜日及び休日に当たる日を除きます。

申請方法

申請書類等は、原則として LoGo フォーム（電子申請システム） で提出してください。

なお、郵送の場合は、下記の問い合わせ先へ送付してください。

問合せ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班

電話 022-211-3207 FAX 022-211-2390

E-mail : junkanj@pref.miyagi.lg.jp

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/index.html>

宮城県グリーン製品認定申請（更新）の手引き 目次

I	認定制度の概要	P 2
II	申請（更新も含む。以下同じ。）手続きについて	P 3
III	申請書記入の際の留意事項について	P 4
IV	添付書類について	P 5

I 認定制度の概要

1 制度の目的

宮城県では、環境に配慮した物品・役務や環境に配慮した事業活動をしている事業者が適切に評価される市場の形成を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的として、平成18年3月に「グリーン購入促進条例」を制定しました。

この条例では、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。

2 認定対象製品

グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等

- 県内で製造され、又は加工された環境物品等

(県内における製造又は加工の工程が完成前の最後の工程であるものに限る。)

- 県内で発生した循環資源を利用して県外(国内に限る。)で製造され、又は加工された環境物品等

3 認定基準

「宮城県グリーン製品認定基準」を参照してください。

認定基準については、循環型社会推進課ウェブサイトからダウンロードできます。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/ninteiseido.html>)

4 認定申請できる者

宮城県内に事業所を有する環境物品等の製造事業者であって、次に掲げる要件を満たす者

- (1) グリーン購入促進条例及び環境関係法令に違反し不利益処分を受けていない者
- (2) 産業財産権を侵害し、又は製品販売適用法令に違反していない者
- (3) 廃棄物処理法に規定する許可を要する場合は、許可を受けている者
- (4) 認定事業者の遵守事項の遵守を誓約する者
- (5) 認定製品の品質に関する規格及び品質管理体制に関する情報を県が県民等に提供することに同意する者
- (6) 申請環境物品等の製造(加工)を委託している場合、(1)から(3)の要件を満たしている者と委託契約している者

5 認定事業者の遵守事項

- (1) 認定製品の品質を維持するため、適切な品質管理を行うこと(品質管理記録の3年間保存)。
- (2) 県及び県民に対し、認定製品の品質に関する規格及び品質管理体制についての情報を提供すること。
- (3) 認定製品に関し、流通又は販売の過程において消費者との間で問題が発生したときは、自ら対処すること。
- (4) 申請事項に変更があったときは、変更届又は廃止届出を県に提出すること。
- (5) 県の調査を受け、又は報告を求められたときは、これに協力すること。

Ⅱ 申請(更新も含む。以下同じ。)手続について

1 申請受付期間

毎年度4月1日から6月30日まで及び10月1日から12月28日まで

(日曜日、土曜日及び休日に当たる日を除く。)

※事前相談は随時行っていますので、お気軽にご連絡ください。

※申請書類に不足や不備等があった場合、修正を依頼します。

修正が完了しないうちは受理できません。

申請期間内に受理可能な状態となるよう、余裕を持って提出してください。

2 受付窓口

宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 県庁13階(北側)

電話 022-211-3207

FAX 022-211-2390

E-mail junkanj@pref.miyagi.lg.jp

3 申請に必要なもの

(1) 申請書

申請書様式は、循環型社会推進課ウェブサイトからダウンロードできますのでご活用ください。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/sinnsei.html>)

(2) 申請方法

原則として LoGo フォーム(電子申請システム) で提出してください。郵送の場合は、上記の受付窓口へ送付してください。

提出書類は書類ごとに分けてPDFにし、番号を付して、どの書類かわかるようなファイル名をつけてください。

例. 「1_申請書」、「2_納税証明書」、「3_不利益処分に関する自認書」等

※郵送の場合、申請書は返却しませんので、申請時に提出したものと同一ものを控えとして保管しておくことをお勧めします。

4 審査について

- 申請書は、必要事項の記入や添付書類等の漏れがないことを確認した上で、收受します。
- 申請された製品を製造する事業場の現地確認を行います。
- 審査のために必要な書類の提出や確認を求める場合があります。

5 認定期間

- 4月1日から6月30日の期間に申請があった製品：当該年度の10月1日から3年間
- 10月1日から12月28日の期間に申請があった製品：翌年度の4月1日から3年間

6 認定証について

申請製品を宮城県グリーン製品として認定した際には、認定証を郵送します。

Ⅲ 申請書記入の際の留意事項について

1 共通留意事項

記入欄が狭く記載できない場合、記入内容の詳細を補完する説明資料等がある場合は、適宜、別添資料として添付してください。

2 申請者区分に係る留意事項

次の区分で該当する口欄を塗りつぶしてください。

- (1) 製造物責任法第2条第3項第1号（製造業者）
製品を業として製造、加工又は輸入した者
- (2) 製造物責任法第2条第3項第2号（表示製造業者）
自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者等
- (3) 製造物責任法第2条第3項第3号（実質的表示製造業者）
（1）、（2）のほか、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

3 県内事業所に係る留意事項

宮城県内に複数の事業所がある場合は、本社の住所を記載してください。

4 申請環境製品等に係る留意事項

- (1) 「概要」の欄について
宮城県が発行するパンフレットや宮城県ウェブサイトにおける製品概要（製品説明）として掲載しますので、公開可能な内容を記載してください。
- (2) 「用途」の欄について
宮城県が発行するパンフレットや宮城県ウェブサイトにおける製品用途として掲載しますので、公開可能な内容を記載してください。
申請製品がエコマーク商品類型に該当する場合は、エコマーク商品類型の名称を記載してください。エコマーク商品類型については、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局ホームページ（<https://www.ecomark.jp/>）を参照ください。
申請製品の商品類型が不明な場合は、窓口にご相談ください。
エコマーク商品類型にない用途の製品については、その用途を具体的に記載してください。また、複数の用途がある場合は、認定を受けようとする用途すべてを記載してください。
- (3) 「環境配慮事項及びその科学的根拠」の欄について
該当する項目の口欄を塗りつぶし、その内容及び科学的根拠を記載してください。また、科学的根拠となる証明書等がある場合は、添付してください。
- (4) 「産業財産権の有無」の欄について
製品に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権の有無を記載してください。
- (5) 「販売適用法令の有無」の欄について
製品の販売に関して規定している法律の有無及び適用法令名を記載してください。
- (6) 「農用地（田）への使用の有無」の欄について
申請製品が肥料、土壌改良材、緑化基盤材等の場合（土壌の汚染に係る環境基準別表に掲げる基準への適合が認定要件となる場合）、農用地（田）への使用の有無を記載してください。農用地（田）

への使用を想定していない申請製品の場合、土壌の汚染に係る環境基準別表中のカドミウム、砒素、銅について、農用地における基準の適合証明は不要です。

(7) 「品質に関する規格」の欄について

品質に関する規格は次により記載してください。

イ 製品の品質について、日本産業規格（JIS規格）、日本農林規格（JAS規格）又はこれらに準ずる規格がある場合は、当該規格名称

例：JISA1901、合板の日本農林規格等

ロ イに該当する規格がない場合は、関連する業界が定めた規格

例：〇〇協会編 〇〇規格等

ハ イ及びロに該当する規格がない場合は、「自主規格」と記入し、その内容を具体的に示してください。

(8) 「品質管理体制」の欄について

製品の品質の管理方法（自主管理マニュアルの整備、品質検査の頻度等）について記載してください。

(9) 「品質に関する規格及び品質管理体制に関する情報の提供方法」の欄について

製品の品質に係る情報の提供方法について記載してください。

例：カタログ、ホームページ、仕様書等

(10) 「販売時の形態・仕様」欄について

認定を受けようとする製品に複数の仕様がある場合は、すべての仕様及び仕様毎の販売形態について記載してください。

(11) 「申請日の属する事業年度前3年の各事業年度の販売実績」の欄について

販売を開始して3年に満たない製品は、販売開始後の実績について記載してください。

販売実績のない製品は、事前に販売計画等についてご相談ください。

5 製造（加工）事業所全体工程に係る留意事項

複数の製造事業所で製品を製造している場合には、各製造事業所における工程の領域が分かるように記載してください。

IV 添付書類について

Logo フォーム（みやぎ電子申請システム）で提出いただく場合は、書類ごとに分けてPDFにし、番号を付して、どの書類かわかるようなファイル名をつけてください。

例. 「1_申請書」、「2_納税証明書」、「3_不利益処分に関する自認書」等

1 申請環境物品等（30cm³程度のサンプル品）【現物】

製品が大きい等の理由で提供が困難な場合は、事前にご相談ください。

更新申請時の提出は不要です。製品内容等に変更がある場合は提出が必要なことがありますので事前にご相談ください。

なお、提出いただいたサンプル品は、認定審査後に返却します。

2 申請環境物品等のカタログ用写真データ

パンフレット等に利用するため、画像サイズは1600×1200ピクセル程度のものを添付してください。

更新申請時の提出は不要です。製品内容等に変更がある場合、または写真データを更新する場合は提出が必要なことがありますので事前にご相談ください。

3 宮城県内の事業所の地方税法に基づく法人設置届出書、又は法人県民税若しくは法人事業税の納税証明書の写し

宮城県内に事業所があることを客観的に証明できるものを提出してください。

法人設置届出書、又は3ヶ月以内に取得した納税証明書の写し（コピー）を提出してください。なお、現地調査時に原本を確認しますので、原本の保存をお願いします。

納税証明書交付申請書の証明事項は、「納付すべき額、納付済額、未納額」を選んでください。税目は、法人県民税若しくは法人事業税を選んでください。ただし、法人事業税が課せられない事業の場合は、法人県民税を選んでください。

4 申請者の環境に関する法律又は不利益処分に関する自認書

参考様式1を参考に作成し、自認する内容を確認の上、記名して提出してください（押印不要）。

5 申請者の産業財産権及び物品等の販売に適用される法令（条例を含む。）に関する自認書

参考様式2を参考に作成し、自認する内容を確認の上、記名して提出してください（押印不要）。

6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を要する場合は、許可書の写し

申請製品の製造・加工に際し、廃棄物処理法に基づく一般（産業）廃棄物処理業、一般（産業）廃棄物処理施設の許可が必要な場合には、当該許可証の写し（コピー）を提出してください。

7 グリーン購入促進条例第19条各号に規定する遵守事項に関する誓約書

参考様式3を参考に作成し、誓約する内容を確認の上、記名して提出してください（押印不要）。

8 品質に関する規格及び品質管理体制の情報提供に関する同意書

参考様式4を参考に作成し、同意する内容を確認の上、記名して提出してください（押印不要）。

9 申請環境物品等の製造又は加工の委託先の確認事項に関する申請者の自認書

参考様式5～7を参考に作成し、自認する内容を確認の上、記名して提出してください（押印不要）。

なお、参考様式7は、申請製品製造（加工）の委託先が申請製品の製造（加工）に当たり、廃棄物処理法に基づく許可を要する場合のみ添付してください。

10 製造（加工）を委託している場合は、製造（加工）受託事業者との製造（加工）委託契約書の写し

11 環境配慮基準に適合していることを証する書類の写し

申請の日から6ヶ月以内に取得した証明書の写し（コピー）を添付してください。なお、現地調査時に原本を確認しますので、原本の保存をお願いします。

(1) 省エネ等製品

公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が定めた商品類型毎の認定基準の証明方法による証明書を添付してください。

(2) リサイクル製品

イ 環境負荷低減に関する基準

- 循環資源の使用割合について基準を満たしていることを証明する書類

□ 有害物質に関する基準

- 計量証明事業者による計量証明書
- 有害物質の使用をしていないことが基準の場合は、使用していないことの証明書

12 性能基準に適合していることを証する書類

申請の日から6ヶ月以内に第3者の検査機関[※]で実施した検査結果の写し（コピー）を提出してください。ただし、受注生産製品で、製造の都度検査を実施し、過去6ヶ月以上受注実績がないものについては、過去最後に実施した検査結果を提出することが可能です。

なお、現地調査時に原本を確認しますので、原本の保存をお願いします。

[※]共同企業体が申請者となる場合、共同企業体の構成企業は第3者の検査機関に含めないこととします。

13 申請環境物品等が循環資源を使用して製造（加工）された場合、循環資源の発生場所を証する書類
循環資源を提供する事業者による証明書（多数ある場合は、上位3社からの証明書）を添付してください。

14 申請環境物品等のカタログ類

15 製造（加工）事業所付近見取り図

16 申請環境物品等の設計図書がある場合は、その写し

17 その他知事が必要と認める書類

- (1) 申請製品の原材料に特別管理一般廃棄物及びこれによって汚染されたもの、特別管理産業廃棄物及びこれによって汚染されたもの、放射性物質（セシウム134、セシウム137）及びこれによって汚染されたもの[※]を原材料として使用していないことを証する書類

[※]放射性物質については、申請の日から6ヶ月以内に第3者の検査機関で実施した検査結果の写し（コピー）を提出してください。なお、現地調査時に原本を確認しますので、原本の保存をお願いします。

- (2) 抗菌剤及び難燃剤の使用基準を満たしていることを証する書類